

わたらい

選挙特集号

正しい一票よいくらし

参議院議員選挙

7月7日が投票日

参議院議員の選挙は、あと数日にせまりました。投票日は七月七日です。有権者の皆さんは一人のこらず投票しましょう。

参議院は、衆議院とともに立法の府である国会にあって車の両輪のような関係といえます。

この国会は、国民の代表として選出された、衆議院議員参議院議員で構成されていることから国権の最高機関として、わたくしたちの生活に直接つなげる法律などを制定するところです。この重要な役目をはたしていただく人は、有権者であるわたくしたちの一票／＼の投票によってのみ選出されるもので十ばかりの票ではありません。

自分ほだれを投票してよいかわからない場合は、選挙公報、立会演説会、テレビ、ラ

ジオなどでよく見、よく聞き、よく調べ信用してまかせられる人に投票しましょう。

自分がわからないとき、人にたのまれた候補者に投票するなどは、あなたの一票をたのまれた人に渡すことと同じ結果とはならないでしょうかお互いに、良識ある人を選びましょう。

選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

原則として満二十歳以上の日本人であれば選挙権があることになっています。

町の選挙人名簿に登録されている方は次のようになっています。

不在者投票とは

投票日の七月七日に、旅行や病気そのほか、やむを得ない理由で投票所に行けない人は、不在者投票ができます。

不在者投票は告示された日（六月十四日）から投票日の前日（七月六日）までの毎日午前八時三十分から午後五時までの間、町役場内の選挙管理委員会へ印かんを持参のうえ、理由をのべて宣誓書に捺印すると簡単に投票できます。

また、病気で入院中の人や長期出張中の人、県外に在学中の人なども不在者投票ができます。

投票の順序

①投票所の受付へ入場券を提出していただく
②地方区の選挙投票用紙（黄色）を受け取る
③投票記載所に行つて地方区の立候補者のうちから一名だけを投票用紙に記入する
④地方区の投票箱へ投票する。次いで⑤全国区の選挙投票用紙（白色）を受けて
⑥投票記載所に行き全区区の立候補者から一名を選んで記入する
⑦全区区の投票箱へ投票する。

以上の順序で行なわれますが、投票所はあくまでも神聖な場所です。また投票所の秩序を保つため関係者を除いて投票がすんだら投票所から出てはなりません。

選挙人名簿登録者数

昭和49年6月12日現在

字	名	男	女	計
注連	指口	132	138	270
田加	江井	128	119	247
麻坂	原花	104	104	208
長立	川	52	55	107
立鮪	立川	124	151	275
立立	久保	67	77	144
大久	岡生	36	38	74
大平	久保	72	69	141
牧野	橋木	72	74	146
棚大	戸橋	115	131	246
大野	橋木	119	124	243
葛原	具	309	340	649
下久	久具	213	240	453
上久	具	97	93	190
田久	久具	86	101	187
田久	久具	91	94	185
田久	久具	33	31	64
当茶	津屋	35	38	73
茶屋	津屋	24	28	52
川原	口原	95	93	188
栗中	之郷	72	74	146
日之	向郷	60	68	128
五ヶ	町川	52	55	107
小打	石野	28	28	56
火駒	野萩	57	64	121
駒柳	野萩	31	34	65
小柳	野萩	55	61	116
小柳	野萩	46	59	105
小柳	野萩	57	65	122
市脇	出野	45	45	90
和井	野村	89	98	187
南井	野村	109	118	227
南井	野村	193	198	391
南井	野村	35	38	73
合	計	2,933	3,143	6,076

投票の場所と時間

あなたの投票所と時間は、度会町選挙管理委員会からわたされた、参議院議員選挙投票所入場券に記載してあります。特に今回の選挙では投票時間が、午前七時から午後七時までと一時間延長されています。

くわしくは、選挙管理委員会におたずねください。

参議院議員七夕選挙について



(度会町明るい選挙推進協議会)

七月七日実施される第十回参議院議員通常選挙は七夕選挙ともいわれていますが、その投票日も間近かに迫りました。

我が国の国会の二院制度も現在の状況では種々問題を含んでいますが、国家の最高機関であることは言うまでもありません。

この国会議員を選出するため私ども有権者は尊い権利を持っていますが、豊かで住みよい国づくりをするには、必ず「清き一票を投じて、明るく、正しい」選挙をしなければなりません。

しかし世間の選挙を見るに往々にして公正や明るさを欠き正大でない選挙が行われ、悔を残したことはまことに残念なことでもあります。

今回の選挙では、もろわな、い、もどめない、おくらないの「三ない善」を必ず守り、我が町として真に明るく正しい選挙で悔を残したくないものと心から念願しています。

七夕選挙にあたり、度会町明るい選挙推進協議会委員と

して、有権者の皆さんに、お願いいたします。二・三を挙げてみましたから、ご参考にしていただければ幸いです。

一、一票の重さ「この一票あなた政治の主人公」主権在民の日本では有権者の一票は大臣となつて、一国の政治をする力を持っています。

良い政治ができて自由で豊かな生活ができることも、悪い政治が横行して国から逃げだしたいような苦しい生活になるのも、みなこの一票から生まれてくるもので、思えば如何にこの一票が重く尊いものであることを知ることができま

す。私達は大切に行使したものです。

二、だれを選ぶか「よくみ、よくきき、よくしらべ」八百屋の店先きに立つて大根一本を買つても色から形、重さから値段と細部にわたつてよく見、よく聞きよく調べて自分に納得のあった物を買つてこそ満足感があり買物の楽しみもあるのです。

七夕選挙にあたり、度会町明るい選挙推進協議会委員と

乗つて後悔するより自分でよく見、よく聞き、よく調べて自分の判断で得心のいっただ嫁をめとれば、まづ間違はないものと思います。

選挙で人を選ぶのもこれと同じで新聞、雑誌、ラジオテレビ、選挙公報、演説会世間の人の噂さなど、あらゆる角度から立候補者の所属党派、学識、経歴など、よく見、よく聞き、よく調べて自分の納得の行った人を選択投票することが大切であると思ひます。

ある町村の明るい選挙推進協議会では、次のような選択基準を示して、これらに該当する立候補者は適当でないとしています。

(一) 金銭物品を供与して投票を依頼する人。

(二) 個別訪問して投票を依頼する人。

(三) 公約を守らない人、実行性のない人。

国民の権利であり義務でもある。この権利は他人にやったり他人からもらうことのできない。ただその人に厳然とそなわつた尊い権利でありその人が使つてこそ価値ある一票であります。従つて有権者が一人残らず行使するのが本筋であります。

最近施行された選挙において、度会町の皆さまがいかに有効に行使されたかを見てみましょう。

選挙種別	投票率	県下平均
選挙執行年		
昭46・7 町長	九二・八八	
昭46・7 町議会議員	九二・〇〇	
昭47・10 参議院議員	四七・七二	五二・三四
昭47・12 知事	六三・三八	六五・八一
昭47・12 衆議院議員	七二・二二	七六・九二

町長、町議の選挙で投票率の高いのは私どもに最も身近かな選挙であつて政治の利害の波を直接かぶるのは私どもであるからまことに、結構なことで町長、町議もまたこの付託に答えなければなりません。

投票率九〇パーセント以上とはまことに立派なもので成せば成るを如実に示しています。

これに比べて国会議員選挙では県平均以下であり、参議院選では有権者の半数以下という低落で涙の出るような情けなきであります。これは有権者の参議院に対する認

識の不足からくる結果ではないでしょうか。

今年度の国会で国民年金法等の一部改正法が制定されて、九月から大幅に増額されることになりました。

例えば、老齢福祉年金は月額五千元が七千五百円に障害福祉年金は一万一千三百円に母子福祉年金は九千八百円と五〇パーセントの大幅な引上げとなつたのも年金法が改正されたからです。

法律を制定したり改正したりする仕事はみな国会の仕事です。国会のことを立法院といつています。すなわち国会は法律をつくるお役所であります。

国会が二院制であれば二つの議会を通つたものだけが法律となつて、政治のもつてきるのです。国民のためになるよい法律ができれば、それにより国民は幸せをもつことになりま

す。例えば十人のうち九人の人に頼まれた衆議院議員がその付託に答え、良い法律をつくつても、十人のうち三人か四人の頼みを受けた参議院議員では折角通過させても十人中六人あるいは七人の人には喜

んでもらえないか、反対されるかも知れないと思えば、あまり骨を折る必要もないとして参議院の通過を阻止したらどんなよい法律でも成立させない仕組になつていま

す。一年の政治をよくし、住みよい町をつくり安定した生活のできるよう一票でも多く投票して議員に付託の責を重くすることが必要であります。

今年度の七夕選挙では有権者各位の責任において一票でも多く投票してせめて県平均を上回る結果をみたいものと念願しています。

特に後代を担つて立つ選挙権のある青年男女諸兄の奮起を望みます。

投票の仕方は、投票日に投票所へ行つて投票する一般方式と、投票日に都合の悪い人は不在者投票の方式がありま

す。各自の都合によつて、いづれかの方法で投票してください。一票でも多くの方々の投票をしてもらいたいものです。

なお、投票日は、七月七日午前七時から午後七時までとなつています。

「けがすな、するな、この一票」